

伊勢崎市木造住宅耐震改修補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、地震による木造住宅の倒壊等を防止し、もって地震に強い安全なまちづくりを推進するため、市内に存する木造住宅の所有者に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、伊勢崎市補助金等交付規則（平成17年伊勢崎市規則第44号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、規則の例による。ただし、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震力不足住宅 昭和56年5月31日以前に建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に規定する建築確認を受けて建築された一戸建ての住宅若しくは併用住宅（住宅部分の床面積が2分の1以上のもの。以下同じ。）又は都市計画区域外等の理由で建築確認が不要であった一戸建ての住宅若しくは併用住宅で、在来軸組工法によって建てられた地上2階建て以下の住宅であって耐震診断による総合評点が1.0未満のもの
- (2) 耐震診断 木造住宅の耐震診断と補強方法（一般財団法人日本建築防災協会が発行したもの）に基づき一般診断法又は精密診断法により木造住宅の地震に対する安全性を評価すること。

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業は、耐震改修工事（耐震力不足について、耐震診断により改修後の耐震性の判定基準に係る上部構造耐力の評価を1.0以上とする工事をいう。以下「改修工事」という。）とする。

(補助対象者)

第4条 補助の対象となる者は、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 耐震力不足住宅を所有する者
- (2) 市税を滞納していない者

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費は、改修工事に要する経費で、次に掲げるもの

とする。ただし、リフォームに要する経費は除くものとする。

- (1) 設計費
 - (2) 工事費
 - (3) 工事監理費
- (補助額)

第6条 前条の経費に対する補助額は、補助対象経費の実支出額の5分の4以内の額で、100万円を限度とする。ただし、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

(補助条件)

第7条 補助事業者等は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業者等は、改修工事の遂行に関する報告及び実地検査に応じることを求められた場合は、これに応じなければならない。
- (2) 補助事業者等は、補助対象工事の全てを年度内に完了し、完了の日から30日を経過する日又は市長があらかじめ定めた日のいずれか早い日まで完了報告をしなければならない。
- (3) 補助事業者等は、改修工事をした住宅の維持保全及び有効活用に努めなければならない。

2 補助事業者等は、改修工事に係る設計及び工事監理を行う者をあらかじめ定めなければならない。なお、設計及び工事監理を行う者は、建築士法（昭和25年法律第202号）第2条に規定する建築士で、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 一般社団法人群馬県建築士事務所協会から木造住宅耐震診断調査資格者の認定を受けている者
- (2) 一般社団法人群馬県木造住宅産業協会に木造住宅耐震診断士の登録をしている者
- (3) 一般社団法人群馬建築士会が行う木造住宅の耐震診断と補強方法講習会の受講を終了し、建築士事務所又は建設会社等に所属している者
- (4) 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成7年建設省令第28号）第5条第1項第1号に規定する木造耐震診断資格者講習を修了している者

- (5) 群馬県が実施する木造住宅耐震診断技術者養成講習を修了している者
- (6) その他市長が前各号に準ずると認める者
(申請書の様式等)

第8条 規則第4条第1項の規定による申請は、様式第1号のとおりとし、その提出期限は、改修工事の着工前とする。

(記載事項)

第9条 規則第4条第1項第5号に規定する市長が定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 所在地
- (2) 用途
- (3) 構造
- (4) 床面積
- (5) 建築年月
- (6) 設計図の有無

2 規則第4条第2項第5号に規定する市長が定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 耐震診断の結果、総合評点が1.0未満であることが分かるもの
- (2) 木造住宅耐震改修工事計画書(様式第2号)(改修工事の計画に伴う耐震診断の結果、耐震性の判定基準に係る上部構造耐力の評価が1.0以上となることを示す書類を含む。)
- (3) 改修工事計画図等(案内図、平面図、詳細図、現地調査の写真、工程表その他関係書類)
- (4) 補助対象の木造住宅に係る全部事項証明書又は所有権を有する者が確認できる書類
- (5) 補助事業者等以外の所有権者の改修工事の実施に同意していることを証する書類
- (6) 第7条第2項の規定による設計者及び工事監理者の資格を証する書類の写し
- (7) 市税の納税証明書(完納証明)
- (8) 設計費、工事費及び工事監理費に係る見積書の写し

(9) 確認済証の写し（建築確認を必要とする場合）

(10) その他市長が必要と認める書類

3 規則第4条第1項第2号及び第3号に掲げる事項は、記載することを要しない。

4 規則第4条第2項第1号から第4号までに掲げる事項に係る書類の添付は、要しない。

（交付決定通知書の様式）

第10条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第3号のとおりとする。

（事業の変更承認申請等）

第11条 補助事業者等は、前条の交付決定通知書を受けた後、補助事業等の内容を変更する場合は、木造住宅耐震改修補助金交付変更承認申請書（様式第4号）に変更する内容が確認できる書類を添えて、市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請に基づき変更を認めたときは、木造住宅耐震改修補助金交付決定変更承認通知書（様式第5号）により通知するものとする。

（事業の中止承認申請等）

第12条 補助事業者等は、第10条の交付決定通知書を受けた後、補助事業等を中止する場合は、木造住宅耐震改修工事中止承認申請書（様式第6号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請に基づき中止を認めたときは、木造住宅耐震改修工事中止承認通知書（様式第7号）により通知するものとする。

（状況報告等）

第13条 補助事業者等は、市長の要求があったときは、補助事業等の遂行の状況について、当該要求に係る事項を書面で市長に報告しなければならない。

2 市長は、状況に応じて必要と認める場合は、職員に改修工事中の耐震力不足住宅の実地検査を行わせることができる。

（実績報告書の様式）

第14条 規則第13条の実績報告書の様式は、様式第8号のとおりとする。

（添付書類）

第15条 規則第13条の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 木造住宅耐震改修工事実施報告書（様式第9号）

(2) 改修工事の写真

ア 工事箇所ごとに改修工事の工事前、工事中及び工事後の状況写真

イ 主要材料の形状、寸法及び仕様に係る材料写真

(3) 改修工事監理報告書の写し（建築士法第20条第3項に規定する工事監理報告書）

(4) 設計費、工事費及び工事監理費に係る契約書並びに領収書の写し

(5) 改修工事後の耐震診断結果の写し（申請時と異なる場合）

(6) 検査済証の写し（建築確認を受けた場合）

(7) 代理受領に係る委任状（様式第10号）（代理受領の場合）

(8) 代理受領の委任に係る同意書（様式第11号）（代理受領の場合）

(9) その他市長が必要と認める書類

（報告書の提出時期）

第16条 規則第13条の報告書の提出期限は、補助事業等の完了後30日以内又は市長があらかじめ定める日のいずれか早い日までとする。

（補助金の額の確定通知）

第17条 規則第14条の規定に基づく補助金の額の確定通知の様式は、様式第12号のとおりとする。

（補助金の交付）

第18条 市長は、規則第14条の規定による補助金の額の確定後、補助事業者等からの請求に基づき、速やかに補助金を交付するものとする。

2 前項の請求は、木造住宅耐震改修補助金交付請求書（様式第13号）によるものとする。

（書類の整備等）

第19条 補助事業者等は、補助事業等に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業等の完了の日の属する

会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

(書類の経由)

第20条 規則及びこの要綱に基づき市長に提出する書類は、建設部建築指導課を経由しなければならない。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日（平成24年10月1日決裁）から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日（平成26年3月31日決裁）から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。